

ともに目指す！担い手強化支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和 6 年 3 月 22 日付第 202400001327 号
最終改正 令和 8 年 10 月 7 日付第 202600153700 号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 3 2 年鳥取県規則第 2 2 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、ともに目指す！担い手強化支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、意欲ある農業者等が行う生産額や経営規模の拡大、低コスト化等を目指す取り組みについての計画（以下「プラン」という。）の実現を支援することにより、元気な農業者等を育成するとともに中核農家の更なるステップアップを後押しし、地域農業の振興と活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第 3 条 県は前条の目的の達成に資するため、別表 1 及び別表 2 の第 1 欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第 2 欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第 3 欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（別表の第 4 欄に定める額を限度とする。仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下間接補助対象経費及び補助基準額について同じ。）を除く。）に同表の第 5 欄に定める率を乗じて得た額（ただし、1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）以上の間接補助金を交付する同表の第 6 欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、別表 1 及び別表 2 の間接補助対象経費に同表の第 7 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第 8 欄に掲げる額を上限とする。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 2 3 年鳥取県条例第 6 8 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
- 4 間接補助対象経費が、工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
- 5 また、パイプハウス等の農業保険法（昭和 2 2 年法律第 1 8 5 号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した者は、園芸施設共済、又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入するものとする。

(交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、知事が定める日までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 1 号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、間接補助事業者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が 5 パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第 2 条第 7 項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 3 0 日以内に行うもの

とする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）の交付に当たり、当該間接交付を受ける事業実施者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更等）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとする時は、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるにあたっては、間接補助事業の中止及び廃止、施行場所（内容）の変更、本補助金の増額を定めてはならない。

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、間接補助事業者から報告を受けた時は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号の場合にあっては、間接補助事業の完了の日から30日を経過する日又は間接補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

（2）規則第17条第1項第2号の場合にあっては、間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（3）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、間接補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、間接補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第3号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第11条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなくてはならない。

（間接的な財産処分の承認）

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書きの期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - （1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。

（収益納付）

- 第13条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

（雑則）

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。

なお、ともに目指す！担い手強化支援事業実施要領（令和6年3月22日付第202400001327号鳥取県農林水産部長通知。以下、「新要領」という。）に基づき認定されたプランについては、本要綱別表1第1欄の担い手農家支援事業を適用するものとし、がんばる農家プラン事業実施要領（平成24年3月29日付第201100200469号鳥取県農林水産部長通知）に基づき認定されたプランについては、本要綱別表2第1欄の農家プラン支援事業を適用するものとする。

ただし、プラン期間中に、新要領14に基づき、制度移行に係る申出を行った場合は、本要綱別表1第1欄の担い手強化支援事業に移行することが出来るものとする。

附 則

この改正は、令和 8 年10月 7 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

1 対象事業	2 間接補助事業者	3 間接補助対象経費	4 間接補助対象 経費上限額	5 間接 補助率	6 補助 事業者	7 補助率	8 補助 上限額
担い手強化支援 事業							
（１）通常タイ プ	ともに目指す！担い手強化支 援事業実施要領（令和 6 年 3 月 2 2 日付第202400001327号鳥 取県農林水産部長通知。以下「 新要領」という。） 2 の（１） に掲げるもののいずれかに該 当するもので 6 の（２）に基 づいて認定されたプラン（以下「 認定プラン」という。）におい	認定プランに沿って行う、農業分野（特用 林産物を含む。）、畜産分野（養豚、養鶏 ）及び耕畜連携に関する機械施設整備等に 要する経費とする。 なお、不動産（土地、建築物）の購入、土 地基盤の整備に関するもの及び新たな有機 ＪＡＳ認定を取得又は有機ＪＡＳ既認定事 業者が認定を維持することに関するものは 対象外とする。	個人： 12,000千円 任意組織（構成 員が10名以下、 規約を有する組 織）及び法人（ 以下、「法人等 」という。）： 24,000千円	1／2	市町村	1／3	個人： 4,000千円 法人等： 8,000千円
（２）ジャンプ アップタイプ	て県が支援すべきものと位置 づけた事業（以下「支援事業」 という。）を実施する者 ※ジャンプアップタイプの活 用は、1 事業実施主体につき 1 回限りとする。	以下の要件を満たし、ジャンプアップタ イプとして認定を受けたプランの場合、 プラン期間 3 年のうち 1 年に限り、間接 補助対象経費上限額および補助上限額を 右欄のとおり引き上げる。 ア）農産物販売額3,000万円以上を目指す プランであること イ）現状の農産物販売額が1,500万円以上 であること	個人： 24,000千円 法人等： 48,000千円 ※残る 2 年は 通常タイプと 同額				個人： 8,000千円 法人等： 16,000千円 ※残る 2 年 は通常タイ プと同額
（３）追加支援	新要領 2 の（１）に掲げるもの のいずれかに該当するもので 認定プランにおいて支援事業 を実施する者のうち、鳥取県農 地利用効率化等支援事業費補 助金交付要綱（（令和 4 年 6 月 7 日付第202200054193号）鳥取 県農林水産部長通知。以下「国 事業支援要綱」という。）別表 の第 1 欄に掲げる対象事業 1 又は 2 の事業を行う者	国事業支援要綱の別表の第 1 欄に掲げる対 象事業 1 又は 2 の同表第 3 欄に掲げる経費 に 2 分の 1 を乗じた額のうち、国事業支援要 綱の国費見込み額を減じた額を間接補助対 象経費とする。	個人： 6,000 千円 法人等： 12,000千円 ※ジャンプアッ プタイプとして認 定を受けたプラ ンの場合、3 年 のうち 1 年に限り 2倍額	10/10		2／3	個人： 4,000千円 法人等： 8,000千円 ※ジャンプア ップタイプとし て認定を受け たプランの場 合、3年のうち 1年に限り2倍 額

別表 2（第 3 条関係）

1 対象事業	2 間接補助事業者	3 間接補助対象経費	4 間接補助対象 経費上限額	5 間接 補助率	6 補助 事業者	7 補助率	8 補助 上限額
農家プラン支援 事業 〔旧制度の継続 事業〕							
(1) 基本支援	がんばる農家プラン事業実施要領（平成 2 4 年 3 月 2 9 日付第 201100200469 号鳥取県農林水産部長通知。以下「旧要領」という。）2 の（1）に掲げるもののいずれかに該当するもので 6 の（2）に基づいて認定されたプラン（以下「旧認定プラン」という。）において県が支援すべきものと位置づけた事業（以下「支援事業」という。）を実施する者	旧認定プランに沿って行う、農業分野（特用林産物を含む。）、畜産分野（養豚、養鶏）及び耕畜連携に関する機械施設整備等に要する経費とする。 なお、土地基盤の整備に関するもの及び新たな有機 J A S 認定を取得又は有機 J A S 既認定事業者が認定を維持することに関するものは対象外とする。	個人： 9,000 千円 法人等： 21,000 千円	1 / 2	市町村	1 / 3	個人： 3,000 千円 法人等： 7,000 千円
(2) 追加支援	旧要領 2 の（1）に掲げるもののいずれかに該当するもので旧認定プランにおいて支援事業を実施する者のうち、鳥取県農地利用効率化等支援事業費補助金交付要綱（（令和 4 年 6 月 7 日付第 202200054193 号）鳥取県農林水産部長通知。以下「国事業支援要綱」という。）別表の第 1 欄に掲げる対象事業 1 又は 2 の事業を行う者	国事業支援要綱の別表の第 1 欄に掲げる対象事業 1 又は 2 の同表第 3 欄に掲げる経費に 2 分の 1 を乗じた額のうち、国事業支援要綱の国費見込み額を減じた額を間接補助対象経費とする。	個人： 4,500 千円 法人等： 10,500 千円	10 / 10		2 / 3	